

議案第69号

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律による、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長	” 10,600円	”
投票所の投票管理者	” 12,600円	”
期日前投票所の投票管理者	” 11,100円	”
投票所の投票立会人	” 10,700円。 ただし、立会時間が7時間以内 の場合、5,350円	”
期日前投票所の投票立会人	” 9,500円。 ただし、立会時間が6時間以内 の場合、4,750円	”
開票管理者	選挙毎 10,600円	”
開票立会人	” 8,800円	”
選挙立会人	” 8,800円	”

」を「

選挙長	” 10,800円	”
投票所の投票管理者	” 12,800円。 ただし、職務時間が7時間以内 の場合、6,400円	”
期日前投票所の投票管理者	” 11,300円。 ただし、職務時間が6時間以内 の場合、5,650円	”
投票所の投票立会人	” 10,900円。 ただし、立会時間が7時間以内	”

	の場合、5,450円	
期日前投票所の投票立会人	” 9,600円。 ただし、立会時間が6時間以内 の場合、4,800円	”
開票管理者	選挙毎 10,800円	”
開票立会人	” 8,900円	”
選挙立会人	” 8,900円	”

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。